「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金交付要綱

令和4年7月1日 告示第264号

(趣旨)

第1条 「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金(以下「補助金」という。) については、松阪市補助金等交付規則(平成17年松阪市規則第63号)に定めるものの ほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、松阪市外在住者が松阪市内業者のサービスを利用して「松阪の映 えスポット」でメモリアルフォトを撮影する際に要する費用の一部を補助することによ り、社会的つながりの創出並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において「松阪の映えスポット」とは、以下の要件のいずれかに該当する場所をいう。
 - (1) 別表1に示す「松阪の映えスポット例」に掲載する場所
 - (2) その他松阪市内において写真映えすると市長が特に認める場所
- 2 この要綱において「メモリアルフォト」とは、以下のいずれかに該当する行事において撮影する写真をいう。
 - (1) 婚姻、出産、七五三、還暦等、個人の人生の節目となる行事
 - (2) その他市長が特に必要と認める行事
- 3 この要綱において「松阪市内業者」とは、以下のいずれかに該当する事業者をいう。
 - (1) 当事業に事前登録済みの写真館
 - (2) 当事業に事前登録済みの貸衣装店
 - (3) 当事業に事前登録済みの結婚式場
 - (4) その他市長が特に必要と認める事業者

(交付対象者)

- 第4条 この補助金の交付対象は、松阪市内業者を利用して「松阪の映えスポット」でメ モリアルフォトを撮影する個人で、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「交付対 象者」という。)とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
 - (1) 交付申請時点で松阪市外に住民登録がある者。
 - (2) 「松阪の映えスポット」1カ所以上でメモリアルフォトを撮影し、1カ所につき写真データ1枚以上を松阪市に提供できる者。この場合において、提供した写真を松阪市が観光情報サイト、インスタグラム等に掲載することを承諾すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に定める経費と する。

項目	経費の内容		
報償費	カメラマンへの謝礼等		
役 務 費	ヘアメイク、衣装着付け等の手数料		
使用料及び賃借料	施設への入場料、衣装等の賃借料		
その他	当事業の実施に直結する経費		

(補助金額)

- 第6条 交付する補助金の額は、補助対象経費総額の3分の1(百円未満切り捨て)又は20,000円のいずれか少ない方とする。
- 2 この補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト 事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に当事業の対象経費内訳を明記した 領収書(コピー可)及び撮影した写真データ(1スポット1枚以上)を添えて市長に提 出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金額の確定を行うものとする。この場合において、「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書 (様式第2号)により、交付対象者に通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第9条 前条の通知を受けた交付対象者は、「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金交付請求書(様式第3号)により、速やかに市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し等)
- 第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の 交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、 既に補助金の請求手続が完了しているときは、取消しの決定の日から期限を定めて、そ の返還を命ずるものとする。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金決定の内容に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他法令上問題があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を「松阪の映えスポット」でメモリア ルフォト事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付対象者に通知するも のとする。

(終期等)

第11条 この要綱に基づく制度の終期は、特別な事情がない限り令和5年1月31日とする。

(関係書類等の整備)

第12条 請求者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度 の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

別表1

松阪の映えスポット例

- 松坂城跡
- 松阪市立歴史民俗資料館
- 御城番屋敷
- · 旧長谷川治郎兵衛家
- · 旧小津清左衛門家
- 原田二郎旧宅
- ・ 豪商ポケットパーク
- 松浦武四郎誕生地
- ・松阪市文化財センター・赤レンガ倉庫
- ・鈴の森公園
- 宝塚古墳公園
- ・松阪農業公園ベルファーム
- 美濃田竹林街道
- ・リバーサイド茶倉 / 茶倉駅
- 珍布峠

様式第1号(第8条関係)

「松阪の映えスポット」でメモ	「アルフォト事業補助	金交付申請書兼実績報告書
----------------	------------	--------------

			令和	年	月	日
(宛先) 松阪市長						
		₸				
	申請者	住所				
		氏名				
		電話番号	()		

「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金を交付されるよう、同要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて提出します。

補助対象経費総額	<u> </u>
交付申請額	円

※交付申請額は、補助対象経費総額の3分の1(百円未満切り捨て)又は20,000円のいずれか少ない方

関係書類

- 1. 領収書の写し(補助対象経費内訳を含む)
- 2. 写真データ
- 3. その他市長が必要と認める書類

様式第1号(第8条関係)

■行事名	
■撮影エピソード	※HP 等掲載時に引用します。

■補助対象経費内訳

科目	内容	金 額 (円)
報償費		
役務費		
使用料及び賃借料		
その他		
	合 計	

様式第3号(第9条関係)

「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金交付請求書

		令和	年	月	日
	₹				
請求者	住所				
	氏名				
	電話番号	()		

「松阪の映えスポット」でメモリアルフォト事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求額	円

	金融機関名			銀行・信用金庫・	農協・漁協・労働金庫
振					本店・支店・出張所
込	預金種別	普通	当座	その他()
先	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				

【注意点】

- 1. 請求者氏名及び口座名義人は、請求者に限る。
- 2. 印鑑は、申請書に押印したものと同じものにすること。